

平成31年

3月農業委員会総会議事録

■日 時	2019年（平成31年）3月14日（木）14：30 ～14：59	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（10名） 1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 大谷 康之 4 5 6 小林 修 7 8 久保 安治 9 福本 敏行 10 11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸 14 友田 博文 [欠席委員] 計（4名） 4 山千代重榮 5 高橋 一隆 7 横田 武 10 飯阪 保 [事務局] 計（4名） 飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可承認について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成31年3月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>まず、開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>まず、会議に入る前に本日の出席者数を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は9名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は4番、山千代副会長、5番、高橋委員、7番、横田委員、10番、飯阪委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本日議案書の訂正がございますので、議案書第2号、5ページでございます。番号2につきましては、春木町の物件なんですけれども、若干の事業計画変更があったということであり、昨日付で申請者より取り下げ願いが提出されておりましたので、今回の議題からは削除させていただきますよう、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>本日の議事録記名人は、小林、久保両委員さん、よろしくをお願いいたします。</p>

(両委員の承諾あり)

それでは、1ページをお開きください。

3月委員会議事日程、議案第1号から3号、報告第1号から3号までの順に御審議を賜ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転1件、使用貸借権の設定1件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、山荘町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、山荘町で、地目は、畑2筆、面積は合わせて、866平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地はタケノコ栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から0.1キロメートル、徒歩で1分の距離に位置しております。

譲受人は、農機具を保有しておりませんが、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、近隣に迷惑をかけないよう営農しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の西辻委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところタケノコ栽培している農地であることを確認し、譲渡人・譲受人に電話にて双方に意思確認をいたしました。譲渡人は譲り渡すことに同意され、譲受人はタケノコを栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第1号、番号1については許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号2、若樫町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、若樫町で、地目は、田1筆、面積は、1,414平方メートル、貸し人、借り人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議

案書記載のとおりでございます。

申請地はイチゴ、野菜を栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、借り人の自宅から2キロメートル、車で10分の距離に位置しております。

借り人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、現在耕作している隣接地でありその周辺は、不耕作地であるため、影響はありませんとのことでした。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の辻井委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、ビニールハウス内でイチゴ栽培をされている農地であること確認し、貸し人、借り人に電話で意思確認をいたしました。借り人は、申請地でイチゴ栽培及びピナス栽培を続ける予定であります。申請とおりに問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようお願いいたします。

会 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第1号、番号2については許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権2件、使用貸借権設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、春木町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番について、説明させていただきます。

物件の所在地は、春木町で、地目は田、面積は161平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満でありますので、2種農地と判断いたします

転用目的は自家用の露天駐車場であります。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地調査をしたところ、申請地は一部分ではありますが、以前より駐車場として使用

されており、申請地を転用したことにより周辺農地及び水路などへの影響があったなどの苦情は今まで出ていない。

譲渡人及び譲受人両者に確認したところ、以前より譲受人の一部駐車場に利用していましたが、所有権移転をするに当たり、農地法の手続が必要であることがわかり申請に至ったとのこと。今後このようなことがないように法令を遵守するとのこと。

調査の結果追認許可やむを得ないと認めます、とのこと。

なお、この件につきましては、吉川推進委員からの報告にもありましたように、現在申請地の一部分は、農地法違反となっておりますが、許可権者である大阪府と協議いたしましたところ、この案件につきましては農地区分が2種農地でありますことから、申請書に農地法を理解してもらうため、申請者から始末書を添付させ、農業委員会の調査において周辺農地及び水路などへの影響がないようであれば、追認許可にて違法状態を解消する方向でお願いしたいとのこととあります。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号1につきましては許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第2号、番号2については取り下げということでございますので3に入ります。小田町の物件について、事務局の説明を願います。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、3番について、説明させていただきます。

物件の所在地は、小田町3丁目で、地目は田、面積は217平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内であるため3種農地と判断いたします。

転用目的は農家住宅であり、譲受人は申請地を所有権移転により取得し親子で同居するための住宅を建築確認をとり建築するものです。

続きまして、地区担当の辻 位三雄推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地調査をしたところ、申請地は現在農地であり、周囲は住宅に囲まれている、隣接に農地はなく申請地を転用することにより水路などへの影響はないと認めます。

譲渡人に電話にて譲渡する意思を確認し、譲受人にも申請地を譲受け住宅を建築する

意思を確認しました。

調査の結果許可やむを得ないと認めますとのこと。また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

はい、どうぞ。

1 4 番

ひとつ教えて。この譲受人というのは、田んぼや畑は持っているということ、持ってないということ。それはどっちや。

事務局

事務局の西川でございます。

譲受人さんは農地を所有されております。

以上です。

1 4 番

なんぼ持つてる。

事務局

一応、確認の中では、10アール以上は必要やということで、10アール以上あることは確認しております。

以上です。

1 4 番

こういうときは、なんぼあるというのはやっぱり、言うておいてもらったら、我々も判断しやすい。それだけは頼んでおくわ。

事務局

以後、そういう形で進めさせておきます。

会 長

事務局、よろしく願いいたします。

それでは、次に進みます。

議案第2号 番号4、国分町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、4番について、説明させていただきます。

物件の所在地は、国分町で、地目は田、面積は335平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満でありますので、2種農地と判断いたします。

転用目的は農家住宅であり、借り人は親である貸し人と使用貸借契約により、同居するための住宅を建築確認をとり建築するものです。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地調査をしたところ、申請地は国分バイパス道路に面しており、以前から碎石を敷き詰めた状態になっておりました、申請地を転用したことにより周辺農地及び水路等への影響は出ていない。

譲受人及び譲渡人に確認したところ転用目的は申請内容どおりに間違いなく、農地法

の許可がいることを知らず、農家住宅を建てるにあたり先行して砕石を敷設してしまった、今後は農地法を遵守するとのこと、許可後速やかに転用し地目を変更するとのことです。

調査の結果追認許可やむを得ないと認めます、とのことです。

なお、この件につきましては、小林委員からの報告にもありましたように、現在申請地は、農地法違反となっておりますが、許可権者である大阪府と協議いたしましたところ、この案件については農地区分が2種農地でありますことから、申請書に農地法を理解してもらうため、申請者から始末書を添付させ、農業委員会の調査において周辺農地及び水路等への影響がないようであれば、追認許可にて違法状態を解消する方向でお願いしたいとのこととあります。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号3については許可やむを得ないものと意見を付して知事に報告をいたします。

続きまして議案第3号にはいります、農用地利用集積計画の決定について、農用経営基盤強化促進法(昭和55年法第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画11件を別表のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1、2については関連しておりますので一括上程とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、1番から2番について関連があることから一括説明させていただきます。

物件は小野田町で、地目は田2筆、面積は合わせて、3,463平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認をいたしました。貸し手は、申請地を貸すことに同意されております。借り手は、申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり、問題はありませんと報告を受けております。また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはご

ございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号1、2についてはこのとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、3、4、5につきましても、関連しておりますので一括上程とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページ、3番から5番について関連があることから一括説明させていただきます。

物件は国分町で、地目は田6筆、面積は合わせて、2,787平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認をし、貸し手は、申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜栽培をする予定であります。申請どおり、問題はありませんと報告を受けております。また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号3、4、5につきましては、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号6、南面利町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページ、6番について説明させていただきます。

物件は南面利町で、地目は田1筆、面積は、1,094平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がな

いことを確認しております。

続きまして、地区担当の田中推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意され、借り手は、申請地で水稻栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり、問題はありませんと報告を受けております。また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号6についてはこのとおり決定することといたします。

事務局

続きまして、議案第3号、番号7阪本町の物件について、事務局の説明を求めます。

議案書7ページ、7番について説明させていただきます。

物件は阪本町で、地目は田1筆、面積は、895平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手は、申請地を貸すことに同意されております。申請どおり、問題はありませんと報告を受けております。また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号7についてはこのとおり決定することといたします。

事務局

続きまして、議案第3号、番号8、9、10につきましても、関連いたしておりますので一括上げとさせていただきます。事務局の説明を求めます。

議案書8ページ、8番から10番について関連があることから一括説明させていただきます。

物件は池田下町で、地目は田6筆、面積は合わせて、3,197平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の藤原推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手に電話にて意思確認をいたしました。貸し手は、申請地を貸すことに同意されております。申請どおり、問題はありませんと報告を受けております。また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号8、9、10については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号11、仏並町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

議案書8ページ、11番について説明させていただきます。

物件は仏並町で、地目は畑2筆、面積は、4,287平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、ビニールハウスで耕作されている農地であり、貸し手は貸すことに同意されております。申請どおり、問題ございませんと報告を受けております。また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号11については、このとおり決定することといたします。

続きまして、報告に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約1件に関する通知を受理したので、別表のとおり

り報告する。

10ページを御参照ください。

続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用4件を専決により受理したので報告する。

12ページを御参照ください。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件を専決により受理したので報告する。

14ページを御参照ください。

以上で、本日予定されました議案、報告事項は終了いたしました。

閉会時間14時59分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員